

【報告二 宮座と家】

中京大学 古川 彰

一 近畿型村落における家の秩序

近畿村落における家秩序という場合、しかも宮座でそれを捉えて行こうとする場合に、一つは近畿村落とはなにか、もう一つは宮座が村落類型のメルクマールになり得るのか、という二つの問題がある。

従来、近畿村落は東北の同族型の村落に対して、講組型のフラットな家秩序を持った村であると言われてきた。たしかに滋賀県の村を見てみると、神事の一部に村人全員が参加するとか、一見フラットな関係に見えるが、滋賀県マキノ町の知内村というところでは、フ

ラットな関係というよりは、現在においてもなお、まだ家が大きく階層化されている場面に出会う。たとえば、評議員になれる、なれないという差別も存在するし、神事の年行司になれる、なれないという差別も存在している。これは文書をたどると、昭和三〇年代までは、「もろと」になれる衆となれない衆、というように村の中の家が明瞭に秩序化されている。すると、いままでフラットだと言われてきた類型が、実は内部においては、「平等の二重性」がその中に存在していると感じられる。ところが、近江村落の場合は、宮座は村座の形をとる場合が多く、全員がその座衆に入れる。全員が入った場合、たとえば蒲生正男さんがいわれたような当屋制村落、完全に村の中がフラットな関係で結ばれているかというところ、たとえば、湖北のびわ町の難波という村を見ても、宮座のなかに大・中・小（あるいは親・中・子）と宮座の中が三層にわけられている。だから、座衆に入れるかどうかということ、宮座の中が三つに階層化されているということ、あるいは、ある意味ではおなじことであると捉えることができる。そうすると、近畿型村落といままで言われてきたフラットな関係は、そのフラットな中にもいくつかの層に分けられた階層秩序がある、家がそのように秩序化されていると見た方がよいのではないか。つまり、村の中が同族のピラミッドに対して、「台形型」のピラミッドを構成していると考えればよい。それを規定しているのはいったい何か。宮座というのは、まさにそれを規定している要因ではないかと考えて、仮の名前を「宮座型村落」と名付けておけば、形として見えやすいのではないかと思う。

二 宮座村落における支配と被支配

宮座型村落の支配と非支配ということ、非常に抽象的に抽出すると、宮座型村落の支配の特質は、「平等の二重構造」ということである。その内容は三つあり、一つは本家筋による支配ということがある。次には、本家間の一定の平等が存在することであり、それは宮座内部でのまわり神主のような形で存在している。三番目には、座筋の家と座に入れない家との差別が厳然と存在している。以上の三点に集約できる。

三 宮座の変容と村落支配の再編

明治以降宮座の中で大きな変化が起こってくる、一つは、宮座自身が村の中に解放されてしまうという事態。それから宮座の例えば三層が二層になるというような再編も行われる。さらに、維持されていた特権が分散されてしまう、あるいは今までの特権とは違う形で維持される、というような事態が起こる。

・滋賀県マキノ町知内村の事例

知内村では明治に入っても、もろと衆が存在していたが、明治二三年知内村規約にあるように、もろとに関する事柄、長分（おさぶん）についての記述が出てくる。このもろとと長分との関係は、人的には完全に重複しているが、機能としては区別されている。もろとというのは神事組合であり、神事に限定されているが、長分の方は現在でいう協議員に近いイメージのものである。そこには「長分と称するは、年齢二五年にして一戸を構え、地価四〇〇円以上の地所を所持する者」という家である。その長分ともろとは、この明治二三年では全く重なっている。もろと支配というのは、宮座が村

の中の支配の構造の最も重要な場面を占めている、そしてもろと支配と長分支配というのはほぼ重複しているが、もろと支配から長分支配への転換点は、現在のところ資料的には押えられていないが、大きな変更として起こったものではなく、ある意味ではイメージの変更として起こってきたものだと思う。そのようなもろと支配から、明治三五年に到ると、「いままで長分をして組頭として全く協議決定なりきたり候」というところが、これを廃していく。そして、協議員にしてしまうということが書かれてある。協議員というのは、「協議員は、一家として地価三五〇円以上を所有するものを甲とし、そのほかは乙とする」として、村の中の家を甲と乙として秩序化していく。いままで長分と称されてきたものを、協議員として甲、乙別々に選ぶ、という形で選ぶ。そういう意味では、今までのもろとというのは家筋であり、その家筋の支配を、資産の支配へと転換して行くのがこの時期です。家筋支配から資産家支配へという転換は、多くの村で見られるが、それもほとんどこの時期に偏っている。いままでのもろとの家筋支配が消滅するのかもしれないとそうではなくて、もろと衆は結局神事に特権を偏らせながら、もろと支配を続けて行き、昭和三〇年まで神事に関するもろと支配は続く。大正一三年に、「住民にして年齢二五歳以上の戸主たる男子は、大字の役員協議会に選挙せられる権利を有し、担任するの義務を負う」という条文になり、いままでの協議員資格を解体させる。そうすると、今までの協議員資格もなくなり、もろとの村の支配構造も失われてしまう。するともろとというのが完全に消滅してしまうかというところではなくて、神事にかんして言えば、年行司という重要な役職が近江村落には多いが、それに関わるものは何かというと、協議費の平均以上を払

っているものという形で、年行司資格を規定して行く。その意味では、半分ぐらいの人が年行司になれるわけだが、これは現在でも続いている。結局もろとの家筋支配というのは、形を変えながらも残されてきたのではないか。

昭和一八年までにもろとに入っていたのは二三名前後、二二戸と考えていいが、知内村は二二〇戸であり、相当少数のものであった。

・滋賀県びわ町難波事例

それについて、難波のオコナイを見ると、これは資料的には非常に新しいもので、昭和三〇年代以降のものだが、それで宮座の特質を見て行くと、難波の中には東・中・西という三つのオコナイ組がある。その加入資格については、男子出生時に長老六人を招待して、エボシ帳に記載する、そうすることによって初めて加入資格が出来るという成員資格構造をとっている。この構成は、長老が六名、その下に中老六名、その他。オコナイ組そのものが、親・中・子(大・中・小)という形で固定化されて続いている。親というのはい二戸から一四戸くらいの間。それが神事を行う。長老の中の一番年上を、神主、その次を脇神主と呼んで、ここで振りくじをして当屋を決める。そして餅を共食してオコナイをする。そのほかに組織としては、大・中・小のそれぞれの中から当屋が決められ、当屋は一年間に三人が当る。それから世話方というのが六人おり、それもエボシ順にまわって行く。それから年行司が一名。それが昭和三六年以降に大きく変わって行く。いままで当屋三人組であったのが、昭和五三年から当屋を二軒組にする。一つは、人数が減ったという説明もされるが、それ以上に民主化の圧力があつたようで、親と子

という形で二軒組になる。しかも、その中で身分秩序をイメージとして消滅させる方向がある。そのとき、中組全体で三八軒ほどですが、そのうち親が一八軒というように編成がえをする。

このような宮座内部の変化と、宮座の解体された後の変化というものを二つたどってみると、宮座支配、宮座そのものが村を支配していたという形から、特権を分散させながら宮座の支配を宮座型支配という形で、いままでの二重構造を失わない形で宮座型支配を維持していく。もう一つは、宮座そのものがなくなった後の村落支配をも、なおかつ例えれば協議費の徴収方法などによって、二重構造維持というのがかなり協力を押し進められ、いまでもまだ残っているという部分がある。

四 宮座型村落の特質

例えば家が領主関係において公的に認められるかどうか、それが家の公認の基礎であるとすれば、近代以降は家の存立基盤、公認というのがどういう形で行われるのか、それが大きな問題であると思う。それは、国家が戸籍帳に記載するという形での公認だけではなく、村の中でなんらかの形で公認がなければ、村の中に棲むことが出来ないという所はあるわけで、そのところを、宮座の問題が提起しているのではないか。

もう一つは、宮座に入るか入らないか、村の成員になるかならないかは、近代以降も共有地のみならず、村共有物、とりわけ祭祀に關われるかどうか、ということが非常に大きな意味を持っていたのではないか。

一戸前という問題は、近世以降、近代、そして現代に至まで続い

ている問題であると思う。けっきょく、村の中で外の支配との関係で、村が強固に固まることが出来るわけだが、かといって、村の中がフラットな平等化が推進されてきたかというところではなくて、一方では非常に強い差別化が行われるとともに、その差別を隠ぺいするような、それを保証するような廻り神主制であるとか、餅を分度器まで当てて切るとかいった、そういう形での保障構造を一方では持っていた、というのが近畿の宮座型村落での特徴であろう。